新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料減免対象確認フローチャート

青森県後期高齢医療に加入している

いいえ

減免の対象外です

※他の医療保険に加入している方は、加入先で減免の相談をお願いします。

はい

世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病（1か月以上の治療を要した）を負った

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により
世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが令和元年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下である。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である。

いいえ

減免の対象外です

はい

申請により後期高齢者医療保険料が減免となる可能性があります

【減免申請書のほか必要となる書類】

医師による死亡診断書又は診断書等の写し

申請により後期高齢者医療保険料が減免となる可能性があります

【減免申請書のほか必要となる書類】
〇収入減少の場合
・収入見込申告書※①
・※①の内容を証明できるもの（給与明細書、帳簿等）の写し

〇事業等の廃止や失業の場合
・廃業届、雇用保険被保険者離職票、事業主の証明等の写し